

資源ごみの分別徹底にご協力ください

最近、分別不徹底のごみが増えています。

- ◆ ペットボトル ⇒
- ◆ かん類 ⇒
- ◆ びん類 ⇒ **水洗いしてください！**
- ◆ その他プラスチック ⇒
- ◆ 紙パック ⇒

- ◆ 新聞紙 ⇒ 新聞紙のみで束ねる
- ◆ チラシ ⇒ 雑誌・チラシ・カレンダー・コピー用紙と一緒に出してください。
新聞紙とチラシは分けて出してください。

新聞とチラシは分けて出してください。

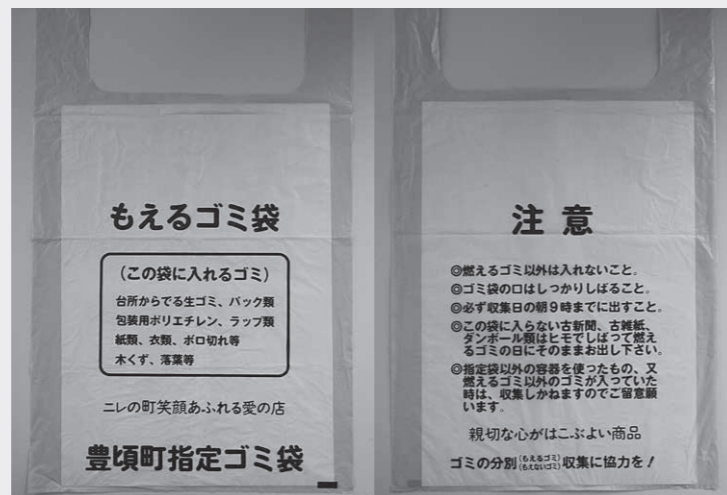
汚れが付着したごみが混在し、ほかのきれいなごみを汚してしまうと、収集することができません。いま一度、ごみの分別徹底にご協力をお願いします。収集されなかったごみは各自持ち帰り、再分別して出してください。ごみステーション共同利用者の方の迷惑とならないよう適正な分別をお願いします。

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

指定ごみ袋の確認について

最近、ごみ有料化以前に無料配布されたごみ袋（右の写真）を使用して、ごみを出していることが見受けられますが、このごみ袋でごみを出すことはできません。

ごみ有料化後の指定ごみ袋には、はるにれのマークが入っていますので、可燃、不燃のごみを出す際には再度ご確認の上、指定ごみ袋を使用されますようお願いいたします。



↑このごみ袋は使用できません

問合せ先 役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

後期高齢者医療保険・国民健康保険

高額介護合算療養費の制度について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったとき」と、「介護保険のサービスを利用したとき」の1年分の自己負担額を合算した金額が、下記の表（①～③）の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者（後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険）から支払われます。

A 医療費の自己負担 B 介護サービス費の自己負担

C 高額介護合算療養費

AとBの自己負担額を合算し、左表の基準額を超えた分が支払われます。

1年分の自己負担額の計算期間
8月1日～翌年7月31日

①後期高齢者の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税 区分Ⅱ	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ	19万円

②70歳以上74歳まで（後期高齢者を除く）の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税 区分Ⅱ	31万円
	非課税世帯 区分Ⅰ	19万円

③70歳未満（後期高齢者を除く）を含む場合

区分	自己負担額の合計の基準額
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

支給額が、500円未満の場合は支給されません。住民票上同一世帯でも、加入している健康保険が異なると合算できません。医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担区分が適用されます。

- ・上位所得者
世帯全員の被保険者の所得金額の合計額が600万円を超える世帯の方
- ・現役並み所得者
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方
- ・住民税非課税世帯
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち
・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
・老齢福祉年金を受給されている方

<申請手続き>

平成24年8月から平成25年7月まで町国民健康保険、後期高齢者医療保険加入のみの方で対象となる方には、申請のご案内をいたします。

その他の健康保険（健保協会など）に加入されている方などは、介護保険での自己負担額証明書とともに各保険者へ申請することになります。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601